



2020年9月29日

各 位

会 社 名 J ト ラ ス ト 株 式 会 社
代表者の役職名 代表取締役社長 江 口 譲 二
(コード番号 8 5 0 8)
(上場取引所 東京証券取引所 市場第2部)
問い合わせ先 執 行 役 員 常 陸 泰 司
電 話 番 号 0 3 - 4 3 3 0 - 9 1 0 0

(開示事項の経過) 当社のGroup Lease PCLに対する現状の認識について

当社は、Group Lease PCL（以下、「G L」といいます。）への対応につきまして、これまで継続して開示を行ってきているところですが、以下の進展がありましたので、お知らせいたします。

記

- タイにおける進展は、以下のとおりです。

これまでお知らせしておりますとおり、JTRUST ASIA PTE. LTD.（以下、「J ト ラ ス ト アジア」といいます。）は、G Lに対して会社更生の申立てを行っております。本件の経過は、以下のとおりです。

年月日	経過
2018年1月10日	J ト ラ ス ト アジアが、G Lに対して会社更生の申立てを行いました。
2018年3月19日	破産裁判所は、証人尋問を行うことなく、当該申立てを却下しました。
2018年4月17日	J ト ラ ス ト アジアは、証人尋問を行うことなく下された裁判所の判断を不服として、控訴いたしました。
2019年2月26日	破産裁判所は、全当事者に対して、特別控訴裁判所による判決を言い渡しました。特別控訴裁判所は、判決を下す前に破産裁判所が会社更生申立てにかかる証人尋問を実施すべきであるとの理由により、2018年3月19日付の破産裁判所の命令を破棄することとしました。その結果、会社更生の申立ては破産裁判所に差し戻されました。
2019年8月15日	証人尋問の実施を経て、破産裁判所は、当該申立てを却下しました。
2019年11月26日	J ト ラ ス ト アジアは、破産裁判所の決定に対して控訴いたしました。
2020年9月29日	破産裁判所は、J ト ラ ス ト アジア及びG Lに対して、特別控訴裁判所による判決を言い渡しました。特別控訴裁判所は、会社更生の申立てを却下しました。

J ト ラ ス ト アジアは、最高裁判所への上訴の許可を求める申立てを行うことを検討しております。

今後、更なる進展があり次第、改めて開示させていただく予定です。

以 上